

## 9 廃棄物を分別し適正処理しましう

## 環境配慮行動

## 法の規定に基づき適正に処理しま

日頃から廃棄物の発生状況を把握し、分別を行い適正に処理しま。

産業廃棄物管理票（マニフェスト\*）のもとに、廃棄物の適正な処理を確認しま。

(情報)

処理を委託する際は、契約などの基準に基づき許可業者に委託しま。

有害な特別管理の廃棄物は、きちんと管理し適正に処理しま。

廃棄物のドラム缶などによる焼却や野焼きはしません。

## 【情報】電子マニフェスト制度

環境省(厚生省)が定めた「情報処理センター」に産業廃棄物処理に関する内容の登録を行った場合、管理票の交付が必要なくなります。

電子マニフェストシステムの運営主体および問い合わせ先:

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

03 3487 3381

<http://www.jwnet.or.jp/>

## (電子マニフェスト情報登録画面)

## 関連する主な法律

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

平成12年6月2日に制定された「循環型社会形成推進基本法」とともに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」も改正されました。改正のポイントは以下の通りです。

## 廃棄物処理法の改正

- ・ 廃棄物処理業、処理施設設置の許可要件に関する規制強化
- ・ 排出事業者（ごみを捨てる事業者）の責任強化
- ・ 不法投棄や廃棄物処理施設の無許可譲り受けまたは借り受けなどに関する罰則の強化
- ・ 排出時から最終処分までの一貫した把握、管理によるマニフェスト制度の強化
- ・ 野外焼却の禁止
- ・ 不適正処分に関する原状回復などの措置命令の強化
- ・ マニフェストに係る義務違反や野外焼却の禁止違反などに関する罰則の強化

## \* 解説

【マニフェスト-産業廃棄物管理票-】不法投棄などを防止し、産業廃棄物の適正処理を確保することを目的として、平成10年12月1日から産業廃棄物の処理を委託する際には、マニフェストの交付が義務付けられるようになりました。